

光学区まちづくり推進委員会ホームページ運営細則

1. 学区回覧物等の掲載について

- 1) 原則として、全ての学区回覧物（個別配布物を含む）等を「プライバシー保護のガイドライン」に則ってチェックし、必要な修正を行ったものを掲載する。
ただし、犯罪誘発に結びつく恐れがあると思われる犯罪情報や当事者感情に触れる恐れがあると思われる被害者情報などの回覧物は掲載しない。
- 2) 学区回覧物（一部の戸別配布物を含む）及び「公民館だより」については、運営委員会に諮ることなく日常的な作業として光学区HPに掲載できる。
- 3) 福山市・福山東警察署からの回覧物やそれに準ずる回覧物は光学区HP運営委員会の負担軽減のため、光学区HP運営委員会の審議は行わない。

2. その他の掲載について

- 1) 光学区HPの掲載内容に関する責任は、掲載依頼者が担う。
- 2) 光学区HPに掲載する場合は、光学区まちづくり推進委員会構成団体より責任を持って光学区HP運営委員会に依頼する。依頼された内容は運営委員会で掲載の可否判断および訂正・修正箇所があれば依頼元に連絡し校正を求める。但し、前例が有り通常の掲載内容と判断される場合はその限りではない。
- 3) 個別配布物の内、定期総会議案書・町内会名簿・住宅地図・慶弔連絡等については「プライバシー保護のガイドライン」に則ってチェックし掲載可否を判断し、必要な修正を行ったものを掲載する。
- 4) 回覧物以外のもの（各実行委員会行事の写真等）を掲載することもある。
- 5) 光学区HP掲載については、公平性・統一性・一貫性を確保する

3. レンタルサーバー利用料金について

- 1) 光学区HP公開に必要なレンタルサーバーの料金は、光学区まちづくり推進委員会事業として計上する。

附則

制定 2021年10月1日